官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
一　○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四〇）
二　○モザンビーク共和国におけるカーボデルガード州における脆弱な市民の社会復帰のための社会サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（外務一六八）
三　○日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する書簡の交換に関する件（同一六九）
四　○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の三の書簡の交換に関する件（同一七三）
六　○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件の一部を改正する件（財務一三〇）
六　○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六七四）
六　○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通六〇五）
〔国会事項〕
六　内閣　内閣府　法務省
〔人事異動〕
七　内閣　内閣府　法務省
〔皇室事項〕
七　法　務
〔官庁報告〕
七　公証人任免（法務省）
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件
（法務省告示配七七、七九、八〇）
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件
（同七八）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁
建設業の許可の取消処分、マンション管理業者の業務停止処分関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、簡易確定、所有者不明関係　八
会社その他　三〇

その他告示

○法務省告示第四十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年五月七日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　澁谷　博之

東京法務局所属　北薗　信孝

○外務省告示第百六十八号

令和八年二月二十七日にマプトで、モザンビーク共和国におけるカーボデルガード州における脆弱な市民の社会復帰のための社会サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カーボデルガード州における脆弱な市民の社会復帰のための社会サービスへのアクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億六千九百万円

3　署名者

日　本　側　濵田圭司在モザンビーク大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　シャヴィエル・クレアシュ在モザンビーク事務所代表

令和八年五月七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百六十九号

令和八年三月二十五日にパリで、日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する次の書簡の交換がフランス共和国政府との間に行われた。

令和八年五月七日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千二十三年五月三日にパリで署名された経済産業大臣とフランス・エネルギー移行大臣との原子力エネルギー分野における協力に関する共同声明、千九百九十年四月九日にパリで作成された議定書により改正された千九百七十二年二月二十六日に東京

で作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定、二千六年二月二十七日にブリュッセルで作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定、千九百九十七年九月五日にウィーンで作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約並びに二千二十六年一月二十日に署名された使用済燃料の再処理に関する使用済燃料再処理・廃炉推進機構とオラノ・リサイクルとの間の契約及び二千二十六年一月二十日に署名された使用済燃料の再処理に関する契約に関する使用済燃料再処理・廃炉推進機構、関西電力株式会社及びオラノ・リサイクルの間の三者間補足契約（以下「再処理契約」と総称する。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、再処理契約の対象となる使用済燃料のフランス共和国における再処理に関する両政府間で達した次の了解並びにその了解が特にフランス環境法典第Ｌ５４２－２－１条の規定に留意して、両国が当事国である適用のある国際協定及びそれぞれの国において効力を有する関係法令に従って両政府によって実施されることを日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

１　再処理契約の対象となる使用済燃料は、二千二十七年四月一日から二千三十二年三月三十一日までの間に日本国からフランス共和国に輸送されることが予定される。

２　再処理契約の対象となる使用済燃料は、二千二十八年一月一日から二千三十五年十二月三十一日までの間にフランス共和国において再処理されることが予定される。

３　再処理契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずるプルトニウム及びウランは、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用される。

４　日本国政府は、再処理契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずる放射性廃棄物が、フランス共和国の領域から日本国の領域に返還されることを確保する。前記の放射性廃棄物の日本国への返還の最終期日は、二千四十八年十二月三十一日までとする。

５　両政府は、必要に応じて、かつ、その権限の範囲内で、この書簡の規定の遵守を確保するために適当な措置（特に、再処理契約の履行のための認可、許可及び免許に関するもの）をとり、及び双方の事業者による再処理契約の履行を恣意的に妨げない。

６　両政府は、フランス共和国が加盟国である欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の原則であって、放射性廃棄物又は使用済燃料の安全なかつ責任ある処分についての最終的な責任は、放射性廃棄物又は使用済燃料の仕出国にあるとするものを尊重する。

７　両政府は、ユーラトムの加盟国としての地位からフランス共和国に生ずる義務を考慮して、この書簡の規定とユーラトムの法令の規定とが抵触する場合を含め、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても遅滞なく相互に協議する。

８　この書簡の規定は、再処理契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずる放射性廃棄物の日本国への返還の完了の日又は両政府が必要に応じて外交上の経路を通じて書面によりこの書簡の規定の終了を相互に確認する日まで効力を有する。

９　この書簡の規定は、両政府間の書面による合意によりいつでも改正することができる。

本使は、前記の了解がフランス共和国政府により受諾し得るものである場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十五日にパリで

フランス共和国駐在
日本国特命全権大使　鈴木秀生

フランス共和国
経済・財務・産業・エネルギー・デジタル主権大臣付エネルギー担当大臣
モード・ブレジョン閣下

（フランス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、前記の了解がフランス共和国政府にとって受諾し得るものであることをフランス共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴使に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十五日にパリで

フランス共和国
経済・財務・産業・エネルギー・デジタル主権大臣付エネルギー担当大臣
モード・ブレジョン

フランス共和国駐在
日本国特命全権大使　鈴木秀生閣下

○外務省告示第百七十号

令和八年三月二十七日にテグシガルパで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

令和八年五月七日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ホンジュラス共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とホンジュラス共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

１　百二十八億六千五百万円（一二、八六五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、テグシガルパ上水道改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ホンジュラス共和国政府に供与されることとなる。

２(1)　借款は、ホンジュラス共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・五パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利子率は、〇・六五パーセントとする。

(d)　支出期間は、借款契約の効力発生の日の後九年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

３(1)　借款は、ホンジュラス共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

４　ホンジュラス共和国政府は、３(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

５　ホンジュラス共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

６　３(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してホンジュラス共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためホンジュラス共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

７　ホンジュラス共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してホンジュラス共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してホンジュラス共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してホンジュラス共和国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してホンジュラス共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してホンジュラス共和国において課される全ての付加価値税

8　ホンジュラス共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びホンジュラス共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　ホンジュラス共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びホンジュラス共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十七日にテグシガルパで

ホンジュラス共和国駐在
日本特命全権大使　中井一浩

ホンジュラス共和国
外務国際協力大臣
ミレヤ・アグエロ閣下

（ホンジュラス側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ホンジュラス共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十七日にテグシガルパで

ホンジュラス共和国
外務国際協力大臣
ミレヤ・アグエロ

ホンジュラス共和国駐在
日本国特命全権大使　中井一浩閣下

○外務省告示第百七十一号

令和七年三月二十六日にサントドミンゴで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がドミニカ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年四月十四日に効力を生じた。

令和八年五月七日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ドミニカ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とドミニカ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百九億三千万円（一〇、九三〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、フード・バリューチェーン強化のための農業金融改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ドミニカ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ドミニカ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二・四パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・四パーセントとする。

(d)　支出期間は、借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、ドミニカ共和国政府が計画に基づき指定金融機関を通じて最終借入人に対して将来行う融資に充てるために使用に供される。

4　(1)　借款の一部は、ドミニカ共和国政府が調達適格国のコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な役務の購入のためにドミニカ共和国政府と当該コンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　ドミニカ共和国政府は、４(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。

6　ドミニカ共和国政府は、借款に基づく役務の購入に関連して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　４(1)に規定する役務の供給に関連してドミニカ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためドミニカ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　ドミニカ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してドミニカ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる役務の供給から生ずる所得に関してドミニカ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してドミニカ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のためコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してドミニカ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる役務の購入に関してドミニカ共和国において課される全ての付加価値税

9　ドミニカ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びドミニカ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されないことを確保すること。

10　ドミニカ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びドミニカ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のドミニカ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十六日にサントドミンゴで

ドミニカ共和国駐在
日本特命全権大使　早川修

ドミニカ共和国
外務大臣　ロベルト・アルバレス閣下

（ドミニカ共和国側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ドミニカ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のドミニカ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十六日にサントドミンゴで

ドミニカ共和国
外務大臣　ロベルト・アルバレス

日本国特命全権大使　早川修閣下

○外務省告示第百七十二号

令和八年四月九日にアンカラで、地震被災地域の博物館の博物館における文化財の保護・維持管理のための機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトルコ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地震被災地域の博物館における文化財の保護・維持管理のための機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億九千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十二年二月二十八日

4　署名者

日本側　田村政美在トルコ大使

トルコ側　ケレム・ドンメズ国庫・財務省対外経済関係局長

令和八年五月七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百七十三号

令和八年三月二十日にハノイで、円借款の供与に関する次の三の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

令和八年五月七日

外務大臣　茂木　敏充

（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百十五億九千万円（二一、五九〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、災害に対して強靭な農村開発計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国財政省によって代表されるベトナム社会主義共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国財政省によって代表されるベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・二五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国の実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者又は請負業者との間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を同国の関係法令に従って与えられる。

7　(1)　ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　ベトナム社会主義共和国政府は、計画の価値を構成することを目的としてベトナム社会主義共和国の実施機関によって計画のために調達される資材及び設備の輸入に関して同国において課される輸入税、付加価値税、環境保護税及び特別消費税が当該実施機関によって負担されることを確保する。ただし、計画を実施するために供給者又は請負業者によって輸入される資材及び設備の場合については、この限りでない。

8　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　ベトナム社会主義共和国政府は、情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報（腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　伊藤直樹

ベトナム社会主義共和国

財政副大臣

チャン・クオック・フォン殿

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　伊藤直樹閣下

ベトナム社会主義共和国

財政副大臣

チャン・クオック・フォン

（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百七十六億六千六百万円（一七、六六六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、北部山岳・丘陵地帯における地域コミュニティの生産支援のための気候変動適応インフラ整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国財政省によって代表されるベトナム社会主義共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国財政省によって代表されるベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・三パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を同国の関係法令に従って与えられる。

7　(1)　ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　ベトナム社会主義共和国政府は、計画の価値を構成することを目的としてベトナム社会主義共和国の実施機関によって計画のために調達される資材及び設備の輸入に関して同国において課される輸入税、付加価値税、環境保護税及び特別消費税が当該実施機関によって負担されることを確保する。ただし、計画を実施するために供給者、請負業者又はコンサルタントによって輸入される資材及び設備の場合については、この限りでない。

8　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　ベトナム社会主義共和国政府は、情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報（腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　伊藤直樹

ベトナム社会主義共和国

財政副大臣

チャン・クオック・フォン殿

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　伊藤直樹閣下

ベトナム社会主義共和国

財政副大臣

チャン・クオック・フォン

（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百億円（五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、グリーン成長及び気候に対する強靱性のためのＧＸプログラムローンとして、ベトナム社会主義共和国政府によるグリーン成長及び気候に対する強靱性のためのＧＸに向けた計画（以下「計画」という。）においてベトナム社会主義共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国財政省によって代表されるベトナム社会主義共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国財政省によって代表されるベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、一・五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で決定する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の取決めによって修正することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、ベトナム社会主義共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額に等しい額を振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ベトナム社会主義共和国政府の国家予算に編入され、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために使用される。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

6　ベトナム社会主義共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

7　ベトナム社会主義共和国政府は、情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報（腐敗行為に関するものを含む。）

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　伊藤直樹

ベトナム社会主義共和国

財政副大臣

チャン・クオック・フォン殿

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ベトナム社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

財政副大臣

チャン・クオック・フォン

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　伊藤直樹閣下

○財務省告示第百三十号

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件（平成二十七年財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月七日

財務大臣　片山さつき

指定営業所として指定する北陸支店の所在地中「金沢市広岡三丁目１番１号」を「金沢市広岡一丁目12番24号」に改める。

○農林水産省告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年五月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府宮津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び宮津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百五号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和八年五月十六日から同月十七日までの毎日午前六時から午後五時までの間に限る。）。

令和八年五月七日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　鈴木　憲和

北緯三十八度五十一分十・七八秒東経百四十一度三十七分二十・六八秒の地点、北緯三十八度五十一分十・八一秒東経百四十一度三十七分三十・五九秒の地点、北緯三十八度五十一分四・一秒東経百四十一度三十七分三十・八秒の地点、北緯三十八度五十一分三・八九秒東経百四十一度三十七分二十一・〇九秒の地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた水域

国会事項

衆議院

質問書提出

四月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備に関する質問主意書（日野紗里亜提出）

人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　金子　恭之

農林水産大臣鈴木憲和海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月二十八日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月二十九日）

（東京簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　竹田　亨
願に依り本官を免ずる
（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　大西　直樹
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上四月三十日）

内閣府

（経済動向特別分析官（政策統括官（経済財政分析担当）付））
内閣府事務官　酒巻　哲朗
辞職を承認する
（科学技術・イノベーション推進事務局審議官）同　川上　大輔
任期の満了により令和八年三月三十一日限り退職した
（こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当））同　中原　茂仁
大臣官房に転任させる
辞職を承認する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　杉本　昌英
内閣府事務官（参事官（食事支援担当）（政策統括官（防災担当）付））の併任を解除する
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　大橋　聡
内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（地域再生担当））の併任を解除する
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　永澤　剛
内閣府技官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（統合戦略担当））の併任を解除する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　堀内　直哉
内閣府技官（健康・医療戦略推進事務局参事官）の併任を解除する
（大臣官房）内閣府事務官　横山　直
辞職を承認する（以上三月三十一日）
大槻　奈巳
独立行政法人男女共同参画機構理事長に任命する
高村　静
野口真有美
独立行政法人男女共同参画機構監事に任命する
（各通）
馬場　貴成
内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局審議官）に採用する
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　川上　敏寛
内閣府事務官（知的財産戦略推進事務局次長）に併任する
（同）同　守山　宏道
内閣府事務官（知的財産戦略推進事務局次長）の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））内閣事務官　佐藤　勇輔
内閣府事務官（賞勲局審査官）に転任させる
（農林水産省消費・安全局総務課付）農林水産技官　國保　直子
内閣府技官（食品安全委員会事務局評価第二課長）に転任させる
（人事院公平審査局首席審理官）人事院事務官　村山　大介
内閣府事務官（再就職等監視委員会事務局参事官）に転任させる
（独立行政法人国立公文書館次長）
内閣府事務官（国際平和協力本部事務局参事官）に転任させる
（公益認定等委員会事務局総務課長）内閣府事務官　魚井　宏泰
大臣官房参事官に配置換する
（大臣官房）同　春日　英二
大臣官房参事官の併任を解除する
賞勲局審査官に配置換する
（国際平和協力本部事務局参事官）同　植草　泰彦
公益認定等委員会事務局総務課長に配置換する
（内閣官房内閣総務官室総理大臣官邸事務所副所長）内閣事務官　髙野　仁
内閣府事務官（大臣官房厚生管理官）に昇任させる
（大臣官房）内閣府事務官　井出　英次
大臣官房参事官に昇任させる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　滝沢　将史
内閣府事務官（参事官（食事支援担当）（政策統括官（防災担当）付））に併任する
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　濱登　徳仁
内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（地域再生担当））に併任する
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　田中　秀明
内閣府技官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（統合戦略担当））に併任する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　田中　大平
内閣府技官（健康・医療戦略推進事務局参事官）に併任する
（国土交通省港湾局付）国土交通技官　濵口　信彦
内閣府技官（総合海洋政策推進事務局）に併任する
（大阪地方検察庁検事）検事　赤塚　里美
内閣府事務官（再就職等監視委員会再就職等監察官）を命ずる
（総務省大臣官房付）総務技官　住友　貴広
内閣府技官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（重要課題担当））の併任を解除する
（大臣官房）内閣府事務官　佐々木奈佳
総務省に出向させる
（大臣官房参事官）同　難波　康修
内閣官房に出向させる
（大臣官房）同　村上　耕司
独立行政法人国立公文書館に出向させる
（食品安全委員会事務局評価第二課長）内閣府技官　古田　暁人
農林水産省に出向させる
（再就職等監視委員会事務局参事官）内閣府事務官　佐藤　昌博
人事院に出向させる
（再就職等監視委員会再就職等監察官）同　瀧聞　香織
法務省に出向させる
（復興庁統括官付参事官）復興事務官　山崎　速人
内閣府事務官（大臣官房）に転任させる
公害等調整委員会事務局に出向させる
（総務省大臣官房付）総務事務官　山谷　英之
内閣府事務官（大臣官房）に転任させる
復興庁に出向させる（以上四月一日）

法務省

（京都地方検察庁検事）検事　鈴木　哲朗
辞職を承認する（四月三十日）

皇室事項

信任状捧呈式

四月二十八日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在フランス特命全権大使ベアトリス・ル・フラペール・デュ・エレンの信任状捧呈式を行われた。

四月二十八日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在タンザニア特命全権大使アンダーソン・グクウィ・ムタテンブワの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、マーシャルの憲法記念日につき、四月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人田近年則は願により公証人を免ぜられた。

田邊浩典は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人田近年則の後任を命ぜられた。（以上四月二十七日）（法務省）

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年２月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オーヨド　仲西　厚史　大阪府大阪市北区大淀中３―８―２　国土交通大臣許可（般―３）第28130号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年２月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年３月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　田中建設株式会社　田中　大成　福井県越前市本保町21―10　国土交通大臣許可（特―５）第20489号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年３月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年３月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社初島組　嶋田　英展　和歌山県有田市初島町浜1071　国土交通大臣許可（般特―４）第1033号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年３月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ビーアーム株式会社　松谷竜二郎　大阪府大阪市中央区北浜３―２―25　国土交通大臣許可（特―７）第26331号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エフサステクノロジーズ西日本株式会社　小柳　誠二　大阪府大阪市北区天満橋１―８―30ＯＡＰタワー３階　国土交通大臣許可（般―３）第24415号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

マンション管理業者の業務停止処分の公告

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第82条第２号の規定に基づく処分をしたので、同法第84条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　被処分者
⑴　商号　株式会社ビケンテクノ
⑵　代表者氏名　梶山　龍誠
⑶　主たる事務所　大阪府吹田市南金田２―12―１
⑷　登録番号　大臣(5)第062013号
⑸　登録年月日　令和４年９月19日
2　処分年月日　令和８年４月21日
3　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第82条第２号に基づく業務停止命令（120日間）
⑴　業務停止期間　令和８年５月19日から令和８年９月15日まで
⑵　停止を命ずる業務の範囲　全国におけるマンション管理業に係るすべての業務。ただし、以下の行為を除く。　イ．業務停止の開始日前に締結された管理受託契約又は管理者受託契約の同一の条件による更新　ロ．業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務又は管理者受託契約に基づく管理者事務（イの規定により同一の条件で更新された管理受託契約又は管理者受託契約に基づくものを含む。）　ハ．業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約又は管理者受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務又は当該管理者受託契約に基づく管理者事務

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号

埼玉県秩父市大野原字築瀬2402番３
清算株式会社　ＣＢＤ清算準備株式会社
代表清算人　伊藤　　孝
１　決定年月日　令和８年４月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所秩父支部

令和8年（ヒ）第3002号

大阪市中央区内平野町一丁目3番6号JPCビル
清算株式会社　ビッグ株式会社
１　決定年月日　令和8年4月16日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第11号

新潟県長岡市十二潟町５３４番地49
清算株式会社　株式会社東洋冶金
代表清算人　　西尾陽子
１　決定年月日　令和８年４月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権者株式会社第四北越銀行、同長岡信用金庫、同株式会社大光銀行、同新潟県信用保証協会、同株式会社日本政策金融公庫中小企業事業及び同株式会社日本政策金融公庫国民生活事業は、清算株式会社に対し、残債務を免除する。
２　清算株式会社は、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、第１項の各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権額（元本）の割合に応じて支払う。この場合においては、第１項の各協定債権者が行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
新潟地方裁判所長岡支部

令和７年（ヒ）第３６号

京都市下京区七条御所ノ内南町83番地
清算株式会社　株式会社リベックス
代表清算人　三木　正之

1　決定年月日　令和８年４月17日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　別紙記載の各協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、清算株式会社に対し、清算株式会社が各協定債権者に対して有する全ての債務（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）を免除する。

2　前項に定める免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、当該財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項の規定により各協定債権者が行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

京都地方裁判所第５民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

簡易確定手続開始

令和８年（集）第１号

大阪市中央区南新町一丁目２番４号椿本ビル５階５０２号室

簡易確定手続申立団体　特定非営利活動法人消費者支援機構関西

神戸市中央区小野柄通三丁目２番23号加藤三宮ビル２Ｆ

相手方　株式会社スターリーナイトカンパニー

１　主文　簡易確定手続申立団体と相手方との間において、次の対象債権及び対象消費者について簡易確定手続を開始する。

２　対象債権の範囲

⑴　相手方と次項の対象消費者⑴及び⑵の各対象消費者との間で締結された次項の商品に係る売買契約に基づき支払われた売買代金相当額の原状回復請求権

⑵　相手方と次項の対象消費者⑶及び⑷の各対象消費者との間で締結された次項の商品に係るチケット振替契約に基づき充当された代金相当額の原状回復請求権

⑶　次項の対象消費者が相手方に対して有する上記⑴及び⑵の原状回復請求権に係る金員に対する請求日の翌日から支払済みまで民法所定の年３パーセントの割合による遅延損害金請求権

３　対象消費者の範囲

⑴　相手方との間で、下記⑸の商品アのチケットの売買契約を締結し、同契約に基づき売買代金を支払った消費者

⑵　相手方との間で、下記⑸の商品イのチケットの売買契約を締結し、同契約に基づき売買代金を支払った消費者

⑶　相手方との間で、下記⑸の商品ウ又はエのチケットの売買契約を締結し、同契約に基づき売買代金を支払った後、同売買代金相当額を対価とするチケットの振替契約に基づき、下記⑸の商品アのチケットを取得した消費者

⑷　相手方との間で、下記⑸の商品ア、ウ又はエのチケットの売買契約を締結し、同契約に基づき売買代金を支払った後、同売買代金相当額を対価とするチケットの振替契約に基づき、下記⑸の商品イのチケットを取得した消費者

⑸　商品

ア　令和３年12月17日を開催日とする「Ｌａｎｔｅｒｎ　Ｎｉｇｈｔ～空飛ぶクリスマスツリー～2021」のチケット

イ　令和３年12月19日を開催日とする「Ｌａｎｔｅｒｎ　Ｎｉｇｈｔ～空飛ぶクリスマスツリー～2021」のチケット

ウ　令和２年８月22日及び同月23日を開催日とする「京都七夕スカイランタン祭り2020」のチケット

エ　令和３年８月13日及び同月14日を開催日とする「京都七夕スカイランタン祭り2021」のチケット

４　対象債権の届出期間　令和８年８月18日まで

５　届出債権の認否期間　令和８年10月20日まで

令和８年４月17日

大阪地方裁判所第６民事部

共有物の管理に係る裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙及び丙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二十四日

掲載頁　三頁

令和八年五月七日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（甲）Ｂホールディングス合同会社

代表社員　一般社団法人Ｂホールディングス

職務執行者　河原　正幸

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（乙）株式会社バンブーフィールドホールディングスアルファ

代表取締役　足立　裕也

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（丙）株式会社バンブーフィールドアセットアルファ

代表取締役　足立　裕也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は、令和八年七月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十日
掲載頁　十頁

令和八年五月七日

京都市南区久世高田町三五番地三
（甲）ライフアンドデザイン・グループ
西日本株式会社
代表取締役　重野　心平

大阪市西区靱本町一丁目六番三号
（乙）株式会社小さなお葬式
代表取締役　重野　心平

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する合同会社クロスエントリー（本店　栃木県さくら市氏家二六〇三番地一四）に対して当社の資産管理及び運用関連事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月七日

東京都文京区春日二丁目二四番一四―一四〇一号
合同会社ＴＲＹアセットマネジメント
代表社員　田中　雄高

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月七日

東京都港区新橋五丁目八番八号
合名会社岩村モータース
代表社員　岩村　扶美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月七日

東京都練馬区東大泉六丁目三四番三〇号
合同会社ブルー
代表社員　吉留　健一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社清谷商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月七日

愛知県名古屋市東区筒井二丁目一〇番四五号
合資会社清谷商店
代表社員　清谷　太一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社テックトライデントとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月七日

愛知県岡崎市井田町字中屋敷三一―二
合同会社テックトライデント
代表社員　中根　僚孝

組織変更公告

当組合は、令和八年五月一日開催の臨時組合員総会において、農事組合法人の組織を変更して株式会社に組織変更することを決議致しました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、最終事業年度に係る貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

令和八年五月七日

兵庫県丹波篠山市上板井七八〇番地
農事組合法人西紀農産加工組合
代表理事　川﨑　剛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はリビタス株式会社とします。

効力発生日は令和八年七月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月二十三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月七日

兵庫県加古川市八幡町宗佐一一五九番地
リビタス合同会社
代表社員　澤野　晋弥

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千四百五万八千円減少し一億円とし、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月九日であり、株主総会の決議は、令和八年五月十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十二日
掲載頁　九十五頁（号外第九十四号）

令和八年五月七日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号
株式会社ＣｏｅＦｏｎｔ
代表取締役　早川　尚吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額金一億二千五百二万五千円につき、金二千五百二万五千円を減少し一億円とすることにいたしました。減少する資本金の額の全部を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終の事業年度はありません。

令和八年五月七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号
株式会社赤坂国際会計内
ＭＣＰ４２株式会社
代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年六月十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十日
掲載頁　七十一頁（号外第二五五号）

令和八年五月七日

神戸市中央区栄町通一丁目二番一〇号
ＬＲＭ株式会社
代表取締役　幸松　哲也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億五百四十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://graphic-hd.co.jp/notice/graphicholdings

令和八年五月七日

札幌市中央区南三条西五丁目一番地一
株式会社グラフィックホールディングス
代表取締役　山本　壮一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止し、譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

令和八年五月七日

東京都台東区東浅草二丁目一二番一二号
望月株式会社
代表取締役　望月　文俊

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月七日

東京都中央区勝どき三丁目一一番三号
株式会社村上色彩技術研究所
代表取締役　鈴木　健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月七日

新潟県五泉市東本町二丁目八番二一号

塚野メリヤス株式会社

代表取締役　塚野　寛之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である株式会社トラストセーフコンサルティングが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月七日

中華人民共和国上海市自由貿易試験区浦東大道一二〇〇号二層Ａ区

上海邁伊茲会計師事務所有限公司

大阪市北区梅田二丁目五番四号

日本における代表者

株式会社トラストセーフコンサルティング　代表取締役　山元　博文

合併及び吸収分割公告

左記会社のうち甲、乙、丙及び丁は合併して、甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました（第一合併）。

また甲及び戊は、第一合併の効力発生を条件として、吸収分割して戊は甲の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

これらの合併及び吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　三頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　三頁

（丁）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　三頁

（戊）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　三頁

令和八年五月七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー一九階

（甲）ＳＤＢグループ株式会社

代表取締役　伊藤　俊輝

東京都港区海岸一丁目九番一号

（乙）ソーシャルデータバンク株式会社

代表取締役　伊藤　俊輝

神戸市中央区雲井通四丁目二番二号

（丙）株式会社アローリンク

代表取締役　伊藤　俊輝

大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁七六四―二

中百舌鳥ビル三階

（丁）株式会社Ｍａｎｅｑｌ

代表取締役　田窪　洋士

大阪市西区北堀江一丁目一番二八号

（戊）株式会社リモプロ

代表取締役　辻　翔太

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

埼玉県さいたま市浦和区本太三―二―六

古河産業株式会社

確定給付企業年金清算人　馬場孝一朗

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年十月一日をもって確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第八十四条第一項の規定により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー二〇Ｆ

株式会社ワーナーミュージック・ジャパン確定給付企業年金

清算人　山本　真

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年三月五日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月七日

東京都新宿区西新宿四丁目一五番三号

住友不動産建物サービス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　後藤　正樹

訂正公告

令和八年四月二十三日（号外第九十五号）掲載の決算公告（枠組）中、「**第51期決算公告**」とあるは「**第35期決算公告**」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月七日

東京都葛飾区西新小岩一丁目二番六号

三洋環境株式会社

代表取締役　小林　寛嗣

取消公告

令和八年二月十六日（本紙第一六四七号）掲載の合併公告を取り消します。

令和八年五月七日

沖縄県うるま市田場一七四八―一

（甲）合同会社爛々

代表社員　池原さやか

沖縄県うるま市塩屋三五七番地一

（乙）合同会社架け橋

代表社員　新垣　明人

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一一八	改正後欄終りから一〇	官	、海外協力企画官	及び海外協力企画官
	改正前欄七	〃	及び海外協力企画官	、海外協力企画官
	改正後欄四	〃	12	12

令和八年四月八日（号外特第二十二号）公布厚生労働省令第八十一号（厚生労働省組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）